

控訴の提起について

県は、大垣警察市民監視国家賠償請求事件（岐阜地方裁判所平成二十八年ワ第七百五十八号）の判決について、次のとおり名古屋高等裁判所に控訴の提起をするものとする。

令和四年三月九日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 事件の概要

被控訴人ら（右事件原告四名）は、岐阜県警察本部警備部及び各警察署警備課が、被控訴人らの個人情報等を長年にわたって収集及び保有し、大垣市上石津町及び不破郡関ヶ原町において民間企業が計画していた風車発電機十六基を設置する風力発電事業に関連して、大垣警察署警備課の警察官がこれらの情報の一部を当該民間企業に提供したことにより、人格権としてのプライバシー等が侵害されたことを請求原因として、県に対し、被控訴人らそれぞれに百万円の損害賠償金及び当該額に対する利息の支払を求めて提訴したものである。

本件は、岐阜地方裁判所で審理され、令和四年二月二十一日、県に対し、被控訴人らそれぞれに五十五万円の損害賠償金及び当該額に対する利息の支払を命ずる判決の言渡しが行われた。

二 判決の要旨

大垣警察署警備課は、被控訴人らの活動により公共の安全や秩序維持に危害が及ぼされる危険性が生じておらず、被控訴人らの情報を民間企業に提供する必要性があったとは認め難い状況であったにもかかわらず、被控訴人らのプライバシー情報を積極的に、意図的に当該民間企業に提供し、これにより、被控訴人らのプライバシー情報をみだりに第三者に提供されない自由を侵害したものと認められる。かかる情報提供は、正当な理由に基づくものであるとはいえず、国家賠償法上違法である。

大垣警察署警備課が民間企業に提供した情報は、収集及び保有の必要性を否定することができない上、任意の手段により行われたものであることを踏まえると、当該収集及び保有は、国家賠償法上違法とまではいえない。

また、大垣警察署警備課が民間企業から収集及び保有した情報は、当該民間企業が計画していた風力発電事業に関連する被控訴人らの活動を考慮すれば、その程度は低いものの、情報収集等を行う必要性があったことは否定できず、当該収集及び保有は、国家賠償法上違法とまで

はいえない。

したがって、国家賠償法第一条第一項により、県が被控訴人らに対し賠償すべき損害の額は、慰謝料及び弁護士費用として、それぞれに五十五万円及び当該額に対する利息が相当である。

三 控訴の趣旨

- (一) 原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。
 - (二) 被控訴人らの請求を棄却する。
 - (三) 訴訟費用は、第一審、第二審を通じ被控訴人らの負担とする。
- との判決を求める。

四 控訴の理由

原判決には事実認定及び判断に誤りがあり、承服できないので、控訴するものである。

五 訴訟遂行の方針

第二審の判決の結果により、必要がある場合には、上告する。